



平成 27 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 米尾 哲治
電話番号 03-5730-2641

第三者割当による新株式発行（第 2 回割当）の発行見合わせ及び 有価証券届出書の取下げに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 20 日発表の「株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下「当初お知らせ」といいます。）に記載の株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に関し、本日開催の取締役会において、第 2 回割当による新株式発行を見合わせることを決議し、併せて平成 27 年 3 月 20 日に関東財務局長へ提出しておりました第 2 回割当に係る有価証券届出書を取り下げることを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第 2 回割当による新株式発行を見合わせた理由

今回の資金調達は、当社が EVO FUND を割当予定先とする第三者割当増資を、本プログラムで予め定められた期日に全 6 回の割当によって行うものです。

本プログラムの概要は、以下のとおりです。

(1)	対象株式	当社普通株式
(2)	対象株式数	最大 10,000,000 株
(3)	対象期間	平成 27 年 3 月 20 日から平成 27 年 7 月 31 日まで
(4)	発行価額	各割当に係る割当決議時における時価の 92%（小数点以下四捨五入）
(5)	割当数量	第 1 回割当：1,250,000 株 第 2 回割当から第 6 回割当まで：各 1,750,000 株
(6)	割当予定先	EVO FUND

- ※ 各割当に係る割当決議時における時価とは、当該割当に係る割当決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）をいいます。
- ※ 各割当に係る割当決議日において割当制限事由（当該割当に係る割当決議日において、直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態、経営成績等に重大な悪影響をもたらす開示されていない事態が発生した場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続きが進行している場合、金融商品取引法第 166 条第 2 項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合をいいます。以下同じ。）が存在する場合には、当社は当該割当に係る割当決議（当社取締役会決議又はこれに代わる書面決議をいいます。以下同じ。）を行うことはできません。また、当社が、各割当に係る割当決議日（同日を含まない。）

の3取引日前の日までに割当予定先に当該割当を行わないことを通知した場合には、当社は当該割当に係る割当決議を行いません。

また、第1回割当ないし第6回割当に係る割当決議日、払込期日及び割当数量はそれぞれ、以下のとおりとなっております。

	割当決議日	払込期日	割当数量
第1回割当	平成27年3月20日	平成27年4月6日	1,250,000株
第2回割当	平成27年4月7日	平成27年4月23日	1,750,000株
第3回割当	平成27年4月24日	平成27年5月11日	1,750,000株
第4回割当	平成27年5月12日	平成27年5月28日	1,750,000株
第5回割当	平成27年5月29日	平成27年6月15日	1,750,000株
第6回割当	平成27年6月16日	平成27年7月2日	1,750,000株

本プログラムの詳細につきましては、「当初お知らせ」のI. 1記載の「本プログラムの内容」をご参照ください。

本プログラムにおいて、各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更することができ、かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出することになります。当社が、平成27年3月20日に本プログラムの設定及び第1回割当について「当初お知らせ」で公表した後、当社の株価は下落し、特に、平成27年3月30日に急激に変動いたしました（同日中の変動率13.67%）。この結果、第1回割当において発行価額の決定の基準となった株価は1株299円でしたが、第2回割当に係る割当決議日の直前営業日（平成27年4月6日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値は1株266円となっております。このような株価の急激な変動を踏まえて、当社は割当予定先と協議を行った結果、現時点では第2回割当による新株発行を行わないこととし、割当決議日及び払込期日を変更することといたしました。そこで、当社は、本日開催の取締役会において、当初想定されていた日程での第2回割当による新株発行を見合わせる事及び平成27年3月20日に関東財務局長へ提出しておりました第2回割当に係る有価証券届出書を取り下げることと決議いたしました。

現時点では、当社と割当予定先の間では、日程を変更した上で第2回割当を実施する場合の具体的な割当決議日及び払込期日について合意はできておりませんが、日程を変更した上で第2回割当を実施する場合には、第6回割当の払込期日後の平成27年7月3日以降の日を割当決議日として行われることとなります。変更後の第2回割当に係る割当決議日及び払込期日につき合意がなされた場合には、新規に有価証券届出書を提出し、速やかにお知らせいたします。

なお、第1回割当については、平成27年4月6日に発行価額の総額343,750,000円（当社普通株式1,250,000株、1株あたりの発行価額275円）の払込みが完了しております（平成27年4月6日発表の「第三者割当による新株発行の払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。）。

2. 今後の割当について

上記1. に記載のとおり、当社と割当予定先の間では、日程を変更した上で第2回割当を実施する場合の具体的な割当決議日及び払込期日について合意はできておりませんが、今後当社と割当予定先との合意により日程を変更した上で第2回割当を実施する場合には、平成27年7月3日以降の日を割当決議日として行われることとなります。ただし、かかる変更後の第2回割当に係る割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。また、変更後であっても第2回割当に係る割当数量は1,750,000株のままであり、変更されることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数の割当がなされることはありません。

また、今回の新株式発行の見合わせ及び有価証券届出書の取下げは、本プログラムに基づく第2回割当に係るものであり、第3回割当から第6回割当までの各割当を対象とするものではありません。第3回割当から第6回割当までの各割当については、現時点においては、上記1.に記載の割当決議日に各割当に係る割当決議を行う予定です。ただし、各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。また、当社の選択により、各回の割当については、当該割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができます。かかる場合には、当社は、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。さらに、上記に記載のとおり、各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。ただし、かかる変更後の割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数割当がなされることはなく、また、各回の割当における割当数量が変更されることもありません。

(ご参考)

今回発行を見合わせることを決議した第2回割当による新株式発行の概要

(1)	割 当 決 議 日	平成27年4月7日
(2)	払 込 期 日	平成27年4月23日
(3)	発 行 新 株 式 数	普通株式1,750,000株
(4)	発 行 価 額	未定(注1)
(5)	調 達 資 金 の 額	未定
(6)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(7)	割 当 予 定 先	EVO FUND
(8)	その他	割当については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当て契約を締結する予定です。

(注1) 1株あたりの発行価額は、本プログラムに基づき、平成27年4月6日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%（小数点以下四捨五入）とする予定でした。